

簡易な耐震診断の方法

自分でできる簡易な耐震診断

国土交通省監修、財団法人日本建築防災協会編集による「誰でもできるわが家の耐震診断」は、木造住宅の耐震診断・耐震改修を推進するため、一般の住宅の所有者、居住者が簡単に扱える診断法として作成されたものです。以下のホームページで入手できます。

<http://www.kenchiku-bosai.or.jp/seismic/wagaya.html>

耐震改修に関する支援制度

住宅の耐震改修を行い、一定の条件を満たした場合には、固定資産税額の減額制度を受けることができます。

要件 昭和57年1月1日以前から所在する住宅で、工事費50万円以上の耐震改修が行われたもの

期間 平成25年1月1日～平成27年12月31日までに改修した場合
⇒1年度分
要安全確認沿道建築物※に該当する住宅で、平成25年4月1日～平成27年12月31日までに改修した場合
⇒2年度分

※要安全確認沿道建築物：地震によって倒壊した場合に道路通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とする建築物で、都道府県耐震改修促進計画又は市町村耐震改修促進計画に記載された道路の区間にその敷地が接するもののうち、耐震基準を満たしていない建築物。枕崎市では、第一次、第二次及び市が指定する緊急輸送道路沿道の建築物。

対象面積 1戸あたり120㎡相当分まで

金額 改修する家屋全体にかかる固定資産税の1/2を減額

この他、「所得税の減税」、「住宅ローン減税制度」、「地震保険の割引」等の支援制度があります。

耐震診断・耐震改修などに関してのご質問・ご相談がございましたら、下記までお問合せください。

枕崎市役所 建設課 建築係

TEL 0993-72-1111 FAX 0993-72-1863

電子メール kenchiku-k@city.makurazaki.lg.jp

枕崎市建築物耐震改修促進計画



市では、大地震等の被害から市民の生命や財産を守ることを目的として、耐震化の現状を把握するとともに、具体的な耐震化の目標及び目標達成に向けた施策を定めた「枕崎市建築物耐震改修促進計画」を策定しました。

○あなたのお住まいは大丈夫ですか？

「昭和56年5月以前に建築された建物」は、阪神・淡路大震災等の地震で大きな被害を受けたものが多く、「耐震性に問題がある」とされています。

現在の枕崎市の住宅の耐震化率は、62.5%です

○耐震診断を受けてみましょう！

こんな建物は、耐震診断を受けてみましょう。

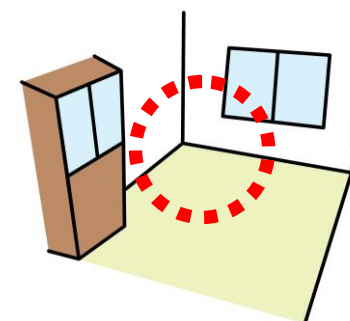
- 昭和56年以前に建築された建物
- 老朽化が著しい建物
- シロアリの被害により柱などがもろくなっている建物

○できることから耐震対策をしましょう！

阪神・淡路大震災では、多くの方が家屋の倒壊、家具等の転倒・落下などにより死亡、負傷しました。家具類の転倒・落下防止は、もっとも身近にできる地震対策のひとつです。あなたやご家族が犠牲にならないよう地震対策をしましょう。

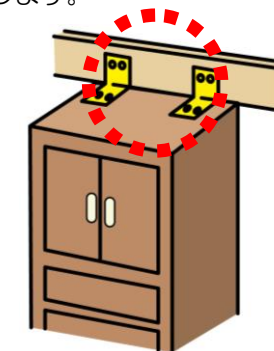
家の中に家具のない安全なスペースを確保

人の出入りの少ない部屋に家具をまとめて置き、安全なスペースを確保します。



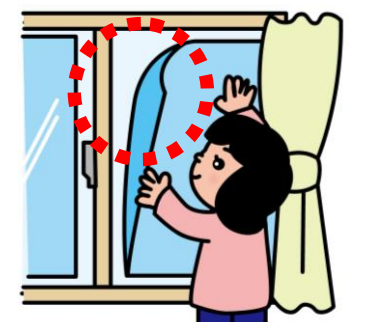
家具の転倒防止や落下対策

家具、冷蔵庫、テレビなどは転落防止器具などで固定します。



窓ガラスの飛散対策

ガラスには飛散防止フィルムを貼ります。



計画の対象区域

- 枕崎市全域

計画期間

- 住宅：平成32年
- 特定建築物：平成27年

計画の目標（耐震化率）

住宅



特定建築物

- ① 多数の者が利用する建築物（市役所、学校、病院など）
（耐震改修促進法第6条1号）



- ② 危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物
（耐震改修促進法第6条2号）
本市においては、該当がありません。

- ③ 地震発生時に通行を確保すべき道路沿道の建築物
（耐震改修促進法第6条3号）



市有建築物の耐震化の促進

災害の拠点となる各庁舎、病院や避難場所となる小・中学校などについては、最も重要であり、優先的に耐震化を進めます。

地震発生後の対応のため、消防施設についても優先的に耐震化を進めます。

地震発生時に通行を確保すべき道路

地震直後から発生する緊急輸送を円滑かつ確実に実施するために県と市では、「地震発生時に通行を確保すべき道路（緊急輸送道路）」を設定しました。

